

札幌法務局からのお知らせです

参加無料

法務局職員による、月1回の

相続登記手続教室

遺産分割協議による相続
に特化した
合同説明会です！



開催日

令和7年10月 8日（木）終了しました

令和7年11月 10日（月）終了しました

令和7年12月 10日（水）

令和8年 1月 16日（金）

令和8年 2月 13日（金）

各回の開催時間

午前の部 ① 10:30～11:45

午後の部 ② 13:30～14:45

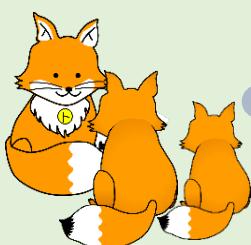
③ 15:00～16:15

場 所

札幌第1合同庁舎2階講堂（北8条西2丁目1-1）

内 容

- 👉 遺産分割協議による相続登記の手続を合同説明形式で実施
- 👉 相続人が1次相続人（例：配偶者と子）のみの場合を対象とした説明
※遺言書がある場合や、数次相続が発生している場合は対象外です。
→ 法務局窓口で通常の手続案内をご予約下さい。
- 👉 説明後に個別の質問にお答えします
- 👉 登記管轄は問いません



遺産分割協議とは、
相続財産をどのように分けるか、
相続人が、
協議・話し合いをすることだよ！

申込方法

事前予約制（先着順）

※各回最大25組に達し次第、予約を締め切ります。

011-709-2311(内線2185)

「相続登記手続教室の予約希望」とお伝えください



担当：札幌法務局民事行政部不動産登記部門